

令和元年6月定例会 付議事件一覧

令和元年6月7日現在

●市長提出議案案件

議案案件 21件 (承認議案=4件、条例=8件、予算=5件、単行=4件)

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

◎ 通常審議分

○ 承認議案 4件

頁

1	議案第73号	専決処分した事件の報告及び承認について (都城市税条例等の一部を改正する条例)	1
	地方税法等の改正に伴い、国の施策に基づく住宅ローン減税制度の延長・拡充等について規定するため、所要の改正を行うもの		
2	議案第74号	専決処分した事件の報告及び承認について (都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	35
	地方税法施行令等の改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の改定を行うため、所要の改正を行うもの		
3	議案第75号	専決処分した事件の報告及び承認について (都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)	43
	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の改正に伴い、非常勤消防団員等の介護補償の額を改定するため、所要の改正を行うもの		
4	議案第76号	専決処分した事件の報告及び承認について (平成30年度都城市一般会計補正予算)	※

○ 条例議案 8件

頁

5	議案第77号	都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	51
	国家公務員における長時間労働の是正のための措置として、人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)が改正されたことに伴い、本市においても同様の取組を行うため、所要の改正を行うもの		
6	議案第78号	都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	57
	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、同法に規定されている選挙長等の費用弁償額の基準額の改定に準じて本市の選挙長等の報酬額を改定するため、所要の改正を行うもの		
7	議案第79号	都城市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	63
	都城駅北駐車場における駐車料金について、使用料の表示方式を変更するため、所要の改正を行うもの		
8	議案第80号	都城市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	73
	住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、住宅用防災警報器の設置の免除に係る規定等を追加するため、所要の改正を行うもの		

9	議案第81号	都城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	79
	災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害援護資金の貸付けに係る運用の見直しをするとともに、災害弔慰金の支給の対象となる災害に宮崎県災害弔慰金補助金交付要綱の補助事業の対象となる災害を追加するため、所要の改正を行うもの		
10	議案第82号	都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	85
	建築基準法の改正に伴い、用途地域の規制に基づく特例許可の申請等に係る手数料を規定するため、所要の改正を行うもの		
11	議案第83号	都城市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	93
	花木第3団地の建替えに伴い、第1工区の建替工事の支障となる6棟24戸の用途の廃止をするため、所要の改正を行うもの		
12	議案第84号	都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例の制定について	99
	都市公園以外の公園に都城市南部ふれあい広場を追加するため、所要の改正を行うもの		

○ 補正予算議案 5件

頁

13	議案第85号	令和元年度都城市一般会計補正予算（第2号）	※
14	議案第86号	令和元年度都城市水道事業会計補正予算（第1号）	※
15	議案第87号	令和元年度都城市簡易水道事業会計補正予算（第1号）	※
16	議案第88号	令和元年度都城市御池簡易水道事業会計補正予算（第1号）	※
17	議案第89号	令和元年度都城市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	※

○ 単行議案 4件

頁

18	議案第90号	工事請負契約の締結について	109
	工業団地造成事業 都城インター工業団地桜木地区（北工区）造成等工事について、先般行った一般競争入札の結果、大淀・都北・上村 特定建設工事共同企業体が、9億7千13万396円（税込み）で落札したので、同企業体との契約の締結について議会の議決を求めるもの		
19	議案第91号	工事請負契約の締結について	113
	工業団地造成事業 都城インター工業団地桜木地区（南工区）造成等工事について、先般行った一般競争入札の結果、丸昭・桜木・徳満 特定建設工事共同企業体が、9億1千152万円（税込み）で落札したので、同企業体との契約の締結について議会の議決を求めるもの		
20	議案第92号	財産の取得について	117
	高規格救急自動車を宮崎トヨタ自動車株式会社 都城店から3千160万円（税込み）で取得することについて議会の議決を求めるもの		
21	議案第93号	財産の取得について	121
	南署救助工作車Ⅱ型を中村消防防災株式会社 都城営業所から1億7千64万円（税込み）で取得することについて議会の議決を求めるもの		

令和元年第2回都城市議会定例会（6月）

（議案第73号～第93号）

議案第73号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、都城市税条例等の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

令和元年6月7日提出

都城市長 池田 宜永

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

都城市税条例等の一部を改正する条例の制定について（別紙）

理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）が平成31年4月1日から施行されることに伴い、緊急に都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部、都城市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第26号）の一部及び都城市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第26号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するものである。

平成31年3月31日専決

都城市長 池 田 宜 永

平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2. 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある)と市長が認める場合を含む。

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3. 第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の

平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2. 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の

納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の市民税の査附金控除額に係る申告の特例等）

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象

納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の市民税の査附金税額控除に係る申告の特例等）

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第2項に規定する特別控除対象寄附金（以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象

寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 (略)

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 (略)

2～4 (略)

5 法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。

寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 (略)

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 (略)

2～4 (略)

5 法附則第15条第19項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。

<p>2 とする。</p> <p>20 <u>法附則第15条第46項</u>に規定する条例で定める割合は、0 とする。</p> <p>21 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>2 とする。</p> <p>20 <u>法附則第15条第47項</u>に規定する条例で定める割合は、0 とする。</p> <p>21 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p>
<p>2 とする。</p> <p>20 <u>法附則第15条第46項</u>に規定する条例で定める割合は、0 とする。</p> <p>21 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>7 <u>法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p>
<p>6 <u>法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>7 <u>法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p>
<p>7 <u>法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適</u></p>	<p>8 <u>法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適</u></p>

用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

- (1)～(3) (略)
- (4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (略)
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

- (1)～(4) (略)
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等 (略)

9 (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出し

用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

- (1)～(3) (略)
- (4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (略)
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

- (1)～(4) (略)
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (略)

10 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出し

なければならぬ。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) (略)

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

(1)～(6) (略)

12 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両

なければならぬ。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

(1)～(6) (略)

13 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車
が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両
番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、
当該軽自動車
が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの
間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動
車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽
自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車
が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両
番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、
当該軽自動車
が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの
間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動
車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽
自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車
が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両
番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、
当該軽自動車
が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの
間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動
車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に
掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽
自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。
以下この項及び次項において同じ。）に対する第82条の規定の
適用については、当該軽自動車
が平成29年4月1日から平成30
年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成
30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車
が平成30年4月1
日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた
場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲
げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の
右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 （略）

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 （略）

<p>(読替規定)</p> <p>第25条 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第153条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>(読替規定)</p> <p>第25条 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第153条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>
<p>第2条 都城市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>改正後</p>
<p>改正前</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならぬ者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならぬ者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当</p>

該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等を受け取る日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

3) (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3) (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5) (略)

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなく提出しなかつた場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由なく申告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

4) (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3) (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5) (略)

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由なく提出しなかつた場合又は同条第8項若しくは第9項の規定により申告すべき事項について正当な理由なく申告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

附 則

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 (略)

附 則

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 (略)

2. 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車^{が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)}又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3. 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があった時は、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りそ

の他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4. 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6 （略）

2 （略）

3. 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6 （略）

2 （略）

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条 法附則第30条に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

する。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車
が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両
番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割
に限り、当該軽自動車
が平成32年4月1日から平成33年3月31
日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分
の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規
定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる
字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第
1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項
において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のもの
に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自
動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回
車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種
別割に限り、当該ガソリン軽自動車
が平成32年4月1日から平
成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には
平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲
げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の
右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
---------	--------	--------

第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4. 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5～7 (略)

5～7 (略)
(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をすることは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

第16条の2 削除

	<p>2. 市長は、<u>納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</u></p> <p>3. <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p>
--	---

第3条 都城市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後
改正前	改正後
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>单身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p>

<p>第16条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車指が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の課税徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車指が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をすべきは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第16条 (略) 2～4 (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の課税徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車指が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をすべきは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4条 都城市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第26号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1077 185 1157 1108">改正前</th> <th data-bbox="1077 1108 1157 2049">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1157 185 1380 1108"> <p>(都城市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 都城市税条例(平成18年条例第99号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第15条の次に次の5条を加える。</p> </td> <td data-bbox="1157 1108 1380 2049"> <p>(都城市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 都城市税条例(平成18年条例第99号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第15条の次に次の5条を加える。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	<p>(都城市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 都城市税条例(平成18年条例第99号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第15条の次に次の5条を加える。</p>	<p>(都城市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 都城市税条例(平成18年条例第99号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第15条の次に次の5条を加える。</p>
改正前	改正後				
<p>(都城市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 都城市税条例(平成18年条例第99号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第15条の次に次の5条を加える。</p>	<p>(都城市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 都城市税条例(平成18年条例第99号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第15条の次に次の5条を加える。</p>				

<p>(中略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「10分の3」とあるのは「100分の2」とする。</p> <p>附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「3輪」を「三輪」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <p>(略)</p> <p>(後略)</p>	<p>(中略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「3輪」を「三輪」に、「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が生産された最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <p>(略)</p> <p>(後略)</p>
<p>第5条 都城市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第26号)の次を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>改正後</p>
<p>(都城市税条例の一部改正)</p>	<p>(都城市税条例の一部改正)</p>

第1条 都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を次のように改正する。

（中略）

（法人の市民税の申告納付）

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

（中略）

7 （略）

第1条 都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を次のように改正する。

（中略）

（法人の市民税の申告納付）

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

（中略）

9 （略）

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 （略）

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項

が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないて納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。

法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならぬ。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときには、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたとき

は、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(後略)

附 則

(施行期日)

第1条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 第1条中都城市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日

(6)～(10) (略)

(市民税に関する経過措置)

第2条 (略)

2・3 (略)

4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第17項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した

(後略)

附 則

(施行期日)

第1条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 第1条中都城市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日

(6)～(10) (略)

(市民税に関する経過措置)

第2条 (略)

2・3 (略)

4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事

業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条中都城市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日
 - (2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第7条の規定 平成31年10月1日
 - (3) 第2条中都城市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日
 - (4) 第3条中都城市税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 平成33年1月1日
 - (5) 第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第8条の規定 平成33年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の都城市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限る。)
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限る。)
	送付	送付又は都城市税条例の一部を改正する条例(平成31年条例第13号)附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の都城市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通

- 4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。
- 第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の都市税条例（次項及び第3項において「32年新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成32年度以後の年度の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
- 2 32年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき都市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する32年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 32年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する32年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。
- 第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の都市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、平成33年度以後の年度の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
（固定資産税に関する経過措置）
- 第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
（軽自動車税に関する経過措置）
- 第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の都市税条例（以下「31年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の都城市税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第9条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第10条 新条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第25条の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは、「第48項若しくは第49項」とする。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：市民生活部 納税管理課】

条例名	【専決処分した事件の報告及び承認】都城市税条例等の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行日	平成 31 年 4 月 1 日（一部後日）	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	<p>地方税法等の改正に伴い、国の施策に基づく下記の事項等について規定する必要があったため、標記条例に係る専決処分をしたことについて報告し、その承認を求めるもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅ローン減税制度の延長・拡充 2 軽自動車税環境性能割の税率の適用区分の見直し及び 1%減税（2%⇒1%等） 3 軽自動車税種別割減税制度の実施（消費税関連） 4 軽自動車税グリーン化特例制度の見直し 5 未婚のひとり親（単身児童扶養者）に対する非課税制度の導入 6 特定所有者不明利用や高規格堤防の整備等に伴う固定資産税等の負担軽減措置 7 個人番号等による証券口座情報利用の効率化 8 eLTAX 障害発生時の申告等期限延長等制度の整備 9 その他法律等改正にあわせて条項等の整備 		
関係する法令及びその条項	<p>地方税法（昭和 25 年法律第 226 号） 地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号） 他</p>		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考	平成 31 年 3 月 31 日専決処分		

議案第74号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

令和元年6月7日提出

都城市長 池田 宜永

専決第30号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（別紙）

理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）が平成31年4月1日から施行されることに伴い、緊急に都城市国民健康保険税条例（平成18年条例第157号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するものである。

平成31年3月31日専決

都城市長 池 田 宜 永

都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

都城市国民健康保険条例（平成18年条例第157号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から別表第4に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から、合併前の地区に応じ、それぞれ別表第5に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から、合併前の地区に応じ、それぞれ別表第6に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定期同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から別表第4に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から、合併前の地区に応じ、それぞれ別表第5に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から、合併前の地区に応じ、それぞれ別表第6に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定期同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失</p>

<p>した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) 1人につき<u>27万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。以下「5割軽減対象者」という。)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>50万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。以下「2割軽減対象者」という。)</p> <p>2 (略)</p>	<p>した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) 1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。以下「5割軽減対象者」という。)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。以下「2割軽減対象者」という。)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の都城市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以降の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第75号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

令和元年6月7日提出

都城市長 池田 宜永

専決第 3 1 号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
(別紙)

理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（平成 3 1 年総務省告示第 1 2 6 号）が平成 3 1 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、緊急に都城市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 8 年条例第 2 5 8 号）の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、専決処分するものである。

平成 3 1 年 3 月 3 1 日専決

都城市長 池 田 宜 永

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

都城市消防団員等公務災害補償条例（平成18年条例第258号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2（略）</p> <p>2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の状態に変更があった場合には、その月における最初の障害の変更の前の障害。第3号において同じ。）が別表第4常時介護を要する状態の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が105,290円を超えるときは、105,290円）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が57,190円以下である場合に限り、）</p> <p style="text-align: right;">57,190円</p> <p>(3) 介護補償に係る障害が別表第4随時介護を要する状態の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2（略）</p> <p>2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の状態に変更があった場合には、その月における最初の障害の変更の前の障害。第3号において同じ。）が別表第4常時介護を要する状態の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が165,150円を超えるときは、165,150円）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が70,790円以下である場合に限り、）</p> <p style="text-align: right;">70,790円</p> <p>(3) 介護補償に係る障害が別表第4随時介護を要する状態の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき</p>

<p>(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額が<u>52,650円</u>を超えるときは、<u>52,650円</u>)</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>28,600円</u>以下である場合に限り。) <u>28,600円</u></p>	<p>(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額が<u>82,580円</u>を超えるときは、<u>82,580円</u>)</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>35,400円</u>以下である場合に限り。) <u>35,400円</u></p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の都城市消防団員等公務災害補償条例の規定は、施行日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、施行日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 危機管理課】

条例名	【専決処分した事件の報告及び承認】都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行日	平成 31 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の改正に伴い、非常勤消防団員等の介護補償の額を改定する必要があったため、標記条例に係る専決処分をしたことについて報告し、その承認を求めるもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	非常勤消防団員等の介護補償の額の改正（第 9 条の 2 第 2 項） (1) 実質補填の限度額(月額) 常時介護 105,290 円 → 165,150 円 随時介護 52,650 円 → 82,580 円 (2) 家族介護の定額(月額) 常時介護 57,190 円 → 70,790 円 随時介護 28,600 円 → 35,400 円 ※ いずれの額も労働者災害補償における介護補償の額と同額		
関係する法令 及びその条項	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号） 第 6 条の 2		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考	平成 31 年 3 月 31 日専決処分		

議案第77号

都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月7日提出

都城市長 池田 宜永

都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年条例第42号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第8条（略） 2（略）	（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第8条（略） 2（略） 3 <u>前2項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に</u> 関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 職員課】

条例名	都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和元年 7 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	国家公務員における長時間労働の是正のための措置として、人事院規則 15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）が改正されたことに伴い、本市においても同様の取組を行うため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 （制定理由・主な改正点）	規則委任規定の追加（第 8 条） 第 8 条（正規の勤務時間以外の時間における勤務）に、第 3 項として規則委任規定を追加する。		
関係する法令及びその条項	人事院規則 15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第 16 条		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考	規則において規定する時間外上限等は、国に準拠したものとする予定。		

議案第78号

都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月7日提出

都城市長 池田 宜永

都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
 都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例（平成18年条例第49号）の一部を次のよう
 に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(報酬及び費用弁償) 第2条 特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償の額は、 次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 法第203条の2第2項本文の規定によるもの		(報酬及び費用弁償) 第2条 特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償の額は、 次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 法第203条の2第2項本文の規定によるもの	
職名	報酬の額	職名	報酬の額
(略)		(略)	
選挙長	1回 <u>10,600円</u>	選挙長	1回 <u>10,800円</u>
開票管理者	1回 <u>10,600円</u>	開票管理者	1回 <u>10,800円</u>
投票管理者	日額 <u>12,600円</u>	投票管理者	日額 <u>12,800円</u>
期日前投票所の投票管 理者	日額 <u>11,100円</u>	期日前投票所の投票管 理者	日額 <u>11,300円</u>
選挙立会人	1回 <u>8,800円</u>	選挙立会人	1回 <u>8,900円</u>
開票立会人	1回 <u>8,800円</u>	開票立会人	1回 <u>8,900円</u>
投票立会人	日額 <u>10,700円</u> (た だし、途中で交替し た場合は、事務に従 事した時間で案分 した額)	投票立会人	日額 <u>10,900円</u> (た だし、途中で交替し た場合は、事務に従 事した時間で案分 した額)
期日前投票所の投票立 会人	日額 <u>9,500円</u> (た だし、途中で交替し た場合は、事務に従 事した時間で案分	期日前投票所の投票立 会人	日額 <u>9,600円</u> (た だし、途中で交替し た場合は、事務に従 事した時間で案分

(略) (2) (略) 2 (略)	した額 (略) (2) (略) 2 (略)
-------------------------	--------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：選挙管理委員会事務局】

条例名	都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、同法に規定されている選挙長等の費用弁償額の基準額の改定に準じて本市の選挙長等の報酬額を改定するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	特別職に属する非常勤職員の報酬の額の改定（第 2 条第 1 項第 1 号）		
	職名	改定前	改訂後
	選挙長	1 回 10,600 円	1 回 10,800 円
	開票管理者	1 回 10,600 円	1 回 10,800 円
	投票管理者	日額 12,600 円	日額 12,800 円
	期日前投票所の投票管理者	日額 11,100 円	日額 11,300 円
	選挙立会人	1 回 8,800 円	1 回 8,900 円
	開票立会人	1 回 8,800 円	1 回 8,900 円
	投票立会人	日額 10,700 円（ただし、途中で交替した場合は、事務に従事した時間で案分した額）	日額 10,900 円（ただし、途中で交替した場合は、事務に従事した時間で案分した額）
期日前投票所の投票立会人	日額 9,500 円（ただし、途中で交替した場合は、事務に従事した時間で案分した額）	日額 9,600 円（ただし、途中で交替した場合は、事務に従事した時間で案分した額）	
関係する法令及びその条項	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号）第 14 条		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第79号

都城市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

都城市駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月7日提出

都城市長 池田 宜永

都城市駐車場条例の一部を改正する条例
 都城市駐車場条例（平成18年条例第227号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第9条関係）		別表第1（第9条関係）	
駐車区分	1台当たりの使用料	駐車区分	1台当たりの基礎額
一般駐車	2時間以内 100円	一般駐車	100円
	2時間を超え4時間以内 200円		1台当たりの基礎額と同額とする（消費税及び地方消費税の額を含む。）。
	4時間を超え24時間以内 300円	2時間を超え4時間以内	200円
		時間以内	同上
		4時間を超え24時間以内	300円
		時間以内	同上
定期駐車	1月につき 3,240円	定期駐車	3,000円
			1台当たりの基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じ

		<p>て得た額を合算した額(以下「消費税及び地方消費税相当額」という。)との合計額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>
<p>備考 1・2 (略) 3 <u>使用料には、消費税及び地方消費税の額を含む。</u> 4 (略) 5 <u>端数期間の駐車料金は、当該端数期間に108円を乗じて得た額とする。</u></p>		<p>備考 1・2 (略) 3 (略) 4 <u>端数期間の駐車料金は、当該端数期間に1日当たり100円と消費税及び地方消費税相当額との合計額を乗じて得た額とする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 管財課】

条例名	都城市駐車場条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	都城駅北駐車場における駐車料金について、使用料の表示方式を変更するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>定期駐車料金の表示方式の変更（別表第 1）</p> <p>定期駐車の使用料の表示方式を内税方式から外税方式へ改め、同表備考第 5 項の端数期間に乗じる金額の表示方式についても同様に改めるもの。</p> <p>なお、一般駐車については、自動精算機を利用しているため、内税方式のままとする。</p>		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

都 使 審 第 3 号
平成31年4月18日

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会
会 長 西川 英男

使用料等の額の制定について（答申）

平成31年4月8日付け都財第11号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 都城市駐車場条例の一部改正について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表1]のとおり制定することが適当である。
- 2 都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部改正について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表2]のとおり制定することが適当である。
- 3 都城市手数料条例の一部改正について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表3]のとおり制定することが適当である。

審議会委員

会 長 西 川 英 男
委 員 永 野 修一郎
 蓑 原 行 満
 横 山 幸 子
 福 留 浪 子
 長 友 佳奈美

[別表 1]

都城市駐車場条例 別表第 1 (第 9 条関係) (抜粋)

駐車区分	利用時間等	1 台当たりの基礎額	備考
定期駐車	1 か月	3,000 円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。この場合において、使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

[別表 2]

都城市都市公園以外の公園に関する条例 別表第 2 (第 8 条関係) (抜粋)

区分			単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	
パークゴルフ場	プレー代	大人	1 人	190 円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	
		中学生以下	同上	95 円		同上
多目的芝生広場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1 面 1 時間	100 円	同上
		入場料を徴収する場合	高校生以下	同上	200 円	同上
	高校生以下		同上	300 円	同上	
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収する場合	高校生以下	同上	600 円	同上
			高校生以下	同上	1,600 円	同上
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収する場合	高校生以下	同上	4,800 円	同上
高校生以下			同上	4,800 円	同上	

[別表 3]

都城市手数料条例 別表第 1 (第 2 条関係) (抜粋)

種類	区分	単位	金額
8 用途地域等における建築許可申請手数料	建築基準法第48条第16項第1号の規定に基づく建築等の特例許可の申請に対する審査	1 件	120,000円
	建築基準法第48条第16項第2号の規定に基づく建築等の特例許可の申請に対する審査	1 件	140,000円
13 壁面線又は壁面の位置の制限がある場合における建築物の建築面積の敷地面積に対する割合(以下「建蔽率」という。)に関する特例許可申請手数料	建築基準法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	1 件	33,000円
40 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の特例認定申請手数料	建築基準法第87条の2の規定に基づく既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の認定の申請に対する審査	1 件	27,000円
41 建築物の一部を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請手数料	建築基準法第87条の3第5項による建築物の一部を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請に対する審査	1 件	1 月未満のもの 60,000円 1 月以上のもの 120,000円
	建築基準法第87条の3第6項による建築物の一部を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請に対する審査	1 件	160,000円

議案第80号

都城市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

都城市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月7日提出

都城市長 池田 宜永

都城市火災予防条例の一部を改正する条例

都城市火災予防条例（平成18年条例第260号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 第29条の2及び第29条の3の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 第29条の2及び第29条の3の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で種別が<u>一種</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>第29条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：消防局 予防課】

条例名	都城市火災予防条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、住宅用防災警報器の設置の免除に係る規定等を追加するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 住宅用防災警報器の設置の免除に関するスプリンクラー設備の設置基準の改正（第 29 条の 5 第 1 項第 1 号）</p> <p>住宅用防災警報器の設置の免除に関する規定のうち、スプリンクラー設備を設置する場合の基準について、スプリンクラーヘッドの作動時間（60 秒以内）から感度種別へと改めるもの。</p> <p>2 住宅用防災警報器の設置の免除に関する事項に特定小規模施設用自動火災報知設備の設置を追加（第 29 条の 5 第 1 項第 6 号）</p>		
関係する法令及びその条項	住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 16 年総務省令第 138 号）第 5 条、第 6 条		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 81 号

都城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

都城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 6 月 7 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

都城市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年条例第110号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(弔慰金の支給)</p> <p>第3条 市民が、令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、弔慰金を支給するものとする。</p> <p>(<u>援護資金の限度額等</u>)</p> <p>第13条 <u>災害援護資金</u>の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じそれぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利率)</p> <p>第14条 <u>援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u></p>	<p>(弔慰金の支給)</p> <p>第3条 市民が、令第1条に規定する災害又は宮崎県災害弔慰金補助金交付要綱（昭和49年7月6日宮崎県制定）別表に規定する補助の対象となる災害（以下この章及び次章において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、弔慰金を支給するものとする。</p> <p>(<u>援護資金の限度額等</u>)</p> <p>第13条 <u>援護資金</u>の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じそれぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>保証人及び利率</u>)</p> <p>第14条 <u>援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 <u>援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内とし、別途規則で定める率とする。</u></p> <p>3 第1項の保証人は、<u>援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p>

<p>(償還等)</p> <p>第15条 援護資金は、年賦元利均等償還とする。ただし、繰上償還をすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 援護資金は、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は月賦元利均等償還とする。ただし、繰上償還をする場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の都城市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の都城市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条並びに第15条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部 福祉課】

条例名	都城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害援護資金の貸付けに係る運用の見直しをするとともに、災害弔慰金の支給の対象となる災害に宮崎県災害弔慰金補助金交付要綱の補助事業の対象となる災害を追加するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 災害弔慰金の支給の対象に宮崎県災害弔慰金補助金交付要綱の補助事業の対象となる災害を追加（第 3 条）</p> <p>2 保証人の要件の緩和及び貸付利率の軽減（第 14 条） 災害援護資金の借入申込者が保証人の有無を選択できるようにし、貸付利率を保証人の有無に応じて設定。</p> <p>3 償還方法の拡充（第 15 条） 災害援護資金の償還の方法について、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還を選択できるようにする。</p>		
関係する法令及びその条項	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号） 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号） 宮崎県災害弔慰金補助金交付要綱（昭和 49 年宮崎県制定）		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 82 号

都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

都城市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 6 月 7 日提出

都城市長 池 田 宜 永

<p>築面積の敷地面積に対する割合（以下「遮蔽率」という。）に関する特例許可申請手数料</p>	<p>14 建築物の遮蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料</p>	<p>建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の遮蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請の申請に対する審査</p> <p>(略)</p>
<p>39 既存の建築物について二以上の工事を増築等を含む工事をを行う場合</p>	<p>建築基準法第86条第1項又は第3項の規定に基づく既存の建築物について二以上の工事を増築等を含む工事をを行う場合</p>	<p>(略)</p>

<p>築面積の敷地面積に対する割合（以下「遮蔽率」という。）に関する特例許可申請手数料</p>	<p>14 建築物の遮蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料</p>	<p>建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の遮蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請の申請に対する審査</p> <p>(略)</p>
<p>39 既存の建築物について二以上の工事を増築等の特例認定申請</p>	<p>建築基準法第86条第1項又は第3項の規定に基づく既存の建築物について二以上の工事を増築等の特例認定申請</p>	<p>(略)</p>

請手数料 対する 審査

の特例認定申請手数料	認定の申請に対する審査	1 件	27,000円
40 既存の建築物について二以上の工事を分けて用途の変更に伴う工事をを行う場合の特例認定申請手数料	建築基準法第87条の2の規定に基づき既存の建築物について二以上の工事を分けて用途の変更に伴う工事をを行う審査	1 件	27,000円
41 建築物の一部を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請手数料	建築基準法第87条の3第5項による建築物の一部を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可に対する審査	1 件	1 月未満のもの 60,000円 1 月以上のもの 120,000円
	建築基準法第87条の3第6項による建築物の一部を変更して一	1 件	160,000円

40	(略)								
41	(略)								
42	(略)								
43	(略)								
44	(略)								
45	(略)								
46	(略)								
	(2)	(略)							
2	(略)								

附 則

この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条本文に規定する政令で定める日のい
ずれか遅い日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：土木部 建築課】

条例名	都城市手数料条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
施行予定日	公布の日又は政令で定める日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	建築基準法の改正に伴い、用途地域の規制に基づく特例許可の申請等に係る手数料を規定するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>別表第 1 について次の事項に係る追加及び改正をする。</p> <p>1 用途地域の規制に基づく特例許可の申請に係る手数料の追加（第 8 項） （建築基準法第 48 条第 16 項関係）</p> <p>2 前面道路側に壁面線指定を行った場合等の建蔽率に関する特例の許可に係る改正（第 13 項、第 14 項） （建築基準法第 53 条第 5 項関係）</p> <p>3 建築基準法第 86 条の 8 の改正に係る改正（第 39 項） ・「増築等を含む」を追記 （建築基準法第 86 条の 8 関係）</p> <p>4 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の認定に係る手数料の追加（第 40 項） （建築基準法第 87 条の 2 関係）</p> <p>5 建築物の一部を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可に係る手数料の追加（第 41 項） （建築基準法第 87 条の 3 関係）</p>		
関係する法令 及びその条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 16 項、第 53 条第 5 項、第 6 項、第 86 条の 8、第 87 条の 2、第 87 条の 3 第 5 項、第 6 項		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第 83 号

都城市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

都城市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 6 月 7 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市営住宅条例の一部を改正する条例

都城市営住宅条例（平成18年条例第245号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後					
別表第1（第3条関係）										
団地名	所在	建設事業年度	構造	戸数	団地名	所在	建設事業年度	構造	戸数	
(略)					(略)					
花木第3	(略)	(略)	(略)	昭和45	(略)	(略)	(略)	(略)	8	
				昭和46						簡易耐火平屋建
				昭和47						(略)
(略)				28	(略)				24	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：山之口総合支所 産業建設課】

条例名	都城市営住宅条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	花木第 3 団地の建替えに伴い、第 1 工区の建替工事の支障となる 6 棟 24 戸の用途の廃止をするため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	花木第 3 団地の戸数を次のように改める（別表第 1）。 昭和 45 年建設の戸数：20→8 昭和 46 年建設の戸数：8→0（当該項を削る。） 昭和 47 年建設の戸数：28→24		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要す る関係条例等	なし		
備考			

議案第84号

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月7日提出

都城市長 池田 宜永

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例
 都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成22年条例第43号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後																																															
(利用時間及び休園日) 第8条 別表第2第1号から第5号までに掲げる公園内の施設 (以下「有料施設」という。)の利用時間及び休園日は、次の 表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があるとき るときは市長の承認を得て、これを變更することができる。		(利用時間及び休園日) 第8条 別表第2第1号から第6号までに掲げる公園内の施設の うち有料のもの(以下「有料施設」という。)の利用時間及び 休園日は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必 要があるとき市長の承認を得て、これを變更する ことができる。																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用時間</th> <th>休園日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関之尾緑のケビン、バンガロー</td> <td>(略)</td> <td>1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>自然環境活用センター</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>志和池中央ふれあい広場パークゴルフ場</td> <td>(略)</td> <td>火曜日並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで。ただし、</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用時間	休園日	(略)			関之尾緑のケビン、バンガロー	(略)	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで	自然環境活用センター	午前9時から午後10時まで	同上	テニスコート	午前9時から午後10時まで	同上	(略)			(略)			志和池中央ふれあい広場パークゴルフ場	(略)	火曜日並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで。ただし、	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用時間</th> <th>休園日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関之尾緑のケビン、バンガロー</td> <td>(略)</td> <td>1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>自然環境活用センター</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>志和池中央ふれあい広場パークゴルフ場</td> <td>(略)</td> <td>火曜日並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで。ただし、</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用時間	休園日	(略)			関之尾緑のケビン、バンガロー	(略)	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで	自然環境活用センター	午前9時から午後10時まで	同上	テニスコート	午前9時から午後10時まで	同上	(略)			(略)			志和池中央ふれあい広場パークゴルフ場	(略)	火曜日並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで。ただし、
区分	利用時間	休園日																																															
(略)																																																	
関之尾緑のケビン、バンガロー	(略)	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで																																															
自然環境活用センター	午前9時から午後10時まで	同上																																															
テニスコート	午前9時から午後10時まで	同上																																															
(略)																																																	
(略)																																																	
志和池中央ふれあい広場パークゴルフ場	(略)	火曜日並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで。ただし、																																															
区分	利用時間	休園日																																															
(略)																																																	
関之尾緑のケビン、バンガロー	(略)	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで																																															
自然環境活用センター	午前9時から午後10時まで	同上																																															
テニスコート	午前9時から午後10時まで	同上																																															
(略)																																																	
(略)																																																	
志和池中央ふれあい広場パークゴルフ場	(略)	火曜日並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで。ただし、																																															

		火曜日が国民の休日 (1月1日を除く。)
		に当たるときは、そ の日後においてそ の日に最も近い休日 でない日
	多目的芝 生広場	午前8時30分から午 後5時まで

2 別表第2第1号から第6号までに掲げる公園内の施設のうち
有料施設以外の施設の利用時間及び休園日は、次の表のとおり
とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、
市長の承認を得て、これを変更することができる。

区分	利用時間	休園日
志和池中央ふれあ い広場	午前8時30分から午 後5時まで	水曜日並びに1月1 日から1月3日まで 及び12月29日から12 月31日まで。ただし、 水曜日が国民の休日 (1月1日を除く。) に当たるときは、そ の日後においてそ の日に最も近い休日 でない日

2 志和池中央ふれあい広場多目的広場及び遊具広場の利用時間
及び休園日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者
は、必要があると認めるときは市長の承認を得て、これを変更
することができる。

- (1) 利用時間 午前8時30分から午後5時まで
- (2) 休園日 水曜日並びに1月1日から1月3日まで及び12
月29日から12月31日まで。ただし、水曜日が国民の休日(1
月1日を除く。)に当たるときは、その日後においてその
日に最も近い休日でない日

遊具広場	同上	同上
都城市南遊具健康 部ふれあ広場 い広場	同上	火曜日並びに1月1 日から1月3日まで 及び12月29日から12 月31日まで。ただし、 火曜日が国民の休日 (1月1日を除く。)に 当たるときは、そ の日以後においてそ の日に最も近い休日 でない日
花畑広場	同上	同上

(使用料等の減免等)

第21条 (略)

2 第20条第1項に規定する使用料のうち、別表第3に定める額の使用料を徴収する場合又は同条第2項に規定する占用料を徴収する場合で、別表第4に掲げる者が公益を目的とする工作物その他の物件若しくは施設を設置するときは、使用料若しくは占用料を減額し、又は免除することができる。

3・4 (略)

(罰則)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

(1) (略)

(2) 第13条(前条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

(使用料等の減免等)

第21条 (略)

2 前条第1項に規定する使用料のうち、別表第3に定める額の使用料を徴収する場合又は同条第2項に規定する占用料を徴収する場合で、別表第4に掲げる者が公益を目的とする工作物その他の物件若しくは施設を設置するときは、使用料若しくは占用料を減額し、又は免除することができる。

3・4 (略)

(罰則)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

(1) (略)

(2) 第13条(前条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(3) (略)

2 (略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
(略)	
志和池中央ふれあい広場	都城市上水流町1903番12
(略)	
有里広場	(略)
(略)	

別表第2 (第8条関係)

(1) (略)

備考

1 単位が1時間の場合において、利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については1時間とみなして、上表の単位当たりの使用料の額を適用して計算する(第3号において同じ。)

2 (略)

3 高校生には、高等専門学校に在学する者を含む。

(2)～(5) (略)

(3) (略)

2 (略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
(略)	
志和池中央ふれあい広場	都城市上水流町1952番3
(略)	
有里広場	(略)
都城市南部ふれあい広場	都城市大岩田町5812番7
(略)	

別表第2 (第8条関係)

(1) (略)

備考

1 単位が1時間の場合において、利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については1時間とみなして、上表の単位当たりの使用料の額を適用して計算する(第2号、第3号、第4号及び第6号において同じ。)

2 (略)

3 高校生には、高等専門学校に在学する者を含む(第6号において同じ。)

(2)～(5) (略)

(6) 都城市南部ふれあい広場

区分	単位基礎額	単位当たりの使用料の額
	パークゴプレー代	大人 1人

ルフ場	多目的芝 生広場	ア マ チ ス ポ ー ツ	入場料 を徴収 しない 場合	中学生以 下	同上	95円 同上	金額に消費税 法に定める消 費税の税率を 乗じて得た額 及びその額に 地方税法に定 める地方消費 税の税率を乗 じて得た額を 合算した額と の合計額とす る。この場合に おいて、単位当 たりの使用料 の額に10円未 満の端数が生 じたときは、こ れを切り捨て る。
		ユ ア ー ス	入場料 を徴収 する場 合	高校生以 下 大人	1面 1時 間 同上	100円 同上 200円 同上 300円 同上 600円 同上	

アマチ	入場料を徴収し	同上	1,600	同上
ユース	ない場合		円	
ポーツ	入場料を徴収す	同上	4,800	同上
以外	る場合		円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
(準備行為)
- 2 改正後の都城市公園以外の公園に関する条例別表第1中都市南部ふれあい広場の指定管理者の指定に関する必要な手続その他の行為は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても行うことができる。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：環境森林部 環境施設課】

条例名	都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	規則で定める日	制定年月	平成 22 年 12 月
制定改廃の 目的・背景	都市公園以外の公園に都城市南部ふれあい広場を追加するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>1 都城市南部ふれあい広場の名称、位置の追加（別表第 1）</p> <p>2 都城市南部ふれあい広場の利用時間、休園日の設定（第 8 条） 広場、パークゴルフ場及び多目的芝生広場の利用時間並びに休園日を設定。</p> <p>3 都城市南部ふれあい広場（パークゴルフ場、多目的芝生広場）の使用料の設定（別表第 2）</p>		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要す る関係条例等	なし		
備考			

議案第90号

工事請負契約の締結について

工業団地造成事業 都城インター工業団地桜木地区（北工区）造成等工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 工業団地造成事業 都城インター工業団地
桜木地区（北工区）造成等工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 970,130,396円 |
| 4 契約の相手方 | 大淀・都北・上村 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市上長飯町5427番地1
大淀開発 株式会社 |

議案第90号関係資料

工業団地造成事業 都城インター工業団地桜木地区（北工区）造成等工事

1 工事概要

【 開発区域面積 A = 150,813.82 m² 】

造成工	N=1式	区画道路工	N=1式
交差点①	N=1式	雨水排水工	N=1式
①調整池	N=1式	②調整池	N=1式
緑地工	N=1式	防災施設工	N=1式
消防水利工	N=1式	農業集落排水施設	N=1式
撤去工	N=1式	敷地境界工	N=1式

2 予定価格 1,083,339,360円（消費税及び地方消費税込み）
1,003,092,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 970,130,396円（消費税及び地方消費税込み）
898,268,886円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 89.54%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
大淀・都北・上村 特定建設工事共同企業体	898,268,886	落札
丸昭・桜木・徳満 特定建設工事共同企業体	999,800,000	
吉原・丸宮・木場 特定建設工事共同企業体	902,760,230	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第91号

工事請負契約の締結について

工業団地造成事業 都城インター工業団地桜木地区（南工区）造成等工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 工業団地造成事業 都城インター工業団地
桜木地区（南工区）造成等工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 911,520,000円 |
| 4 契約の相手方 | 丸昭・桜木・徳満 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市山田町山田2112番地3
丸昭建設 株式会社 |

議案第91号関係資料

工業団地造成事業 都城インター工業団地桜木地区（南工区）造成等工事

1 工事概要

【 開発区域面積 A=134,149.77 m² 】

造成工	N=1式	区画道路工	N=1式
交差点③	N=1式	上町桜木線	N=1式
雨水排水工	N=1式	①調整池	N=1式
②調整池	N=1式	用水工	N=1式
緑地工	N=1式	防災施設工	N=1式
消防水利工	N=1式	撤去工	N=1式
敷地境界工	N=1式		

2 予定価格 931,062,600円（消費税及び地方消費税込み）
862,095,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 911,520,000円（消費税及び地方消費税込み）
844,000,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 97.90%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
大淀・都北・上村 特定建設工事共同企業体		取消
真栄・南星・東洋 特定建設工事共同企業体	857,780,000	
丸昭・桜木・徳満 特定建設工事共同企業体	844,000,000	落札
吉原・丸宮・木場 特定建設工事共同企業体	853,474,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第92号

財産の取得について

次のとおり高規格救急自動車を取得することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

都城市長 池田 宜永

- | | | |
|---|--------|----------------------------------|
| 1 | 取得財産 | 高規格救急自動車 |
| 2 | 数量 | 1台 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 31,600,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 都城市吉尾町6135番地
宮崎トヨタ自動車株式会社 都城店 |

議案第92号関係資料

- 1 取得財産 高規格救急自動車
- 2 数 量 1台
- 3 予定価格 33,500,000円（消費税及び地方消費税込み）
- 4 落札価格 31,600,000円（消費税及び地方消費税込み）
- 5 落札率 94.32%
- 6 指名業者及び入札結果

指名業者	第1回入札金額(円)	摘要
宮崎トヨタ自動車株式会社 都城店	31,600,000	落札
宮崎日産自動車株式会社 都城店	33,782,400	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税込みの金額である。

7 車両の仕様概要

- (1) 高規格救急自動車
- (2) 乗車定員：7名以上
- (3) エンジン：ガソリンエンジン
- (4) トランスミッション：電子制御4速（5速）A/T
- (5) 駆動方式：四輪駆動
- (6) 他積載品・付属品含む。

議案第93号

財産の取得について

次のとおり南署救助工作車Ⅱ型を取得することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|--|
| 1 取得財産 | 南署救助工作車Ⅱ型 |
| 2 数量 | 1台 |
| 3 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 契約の金額 | 170,640,000円 |
| 5 契約の相手方 | 都城市吉尾町912番地9第1アパートカミツマガリ
101号
中村消防防災株式会社 都城営業所 |

議案第93号関係資料

- 1 取得財産 南署救助工作車Ⅱ型
- 2 数 量 1台
- 3 予定価格 172,953,170円（消費税及び地方消費税込み）
- 4 契約の金額 170,640,000円（消費税及び地方消費税込み）
- 5 指名業者及び入札結果

指名業者	第1回 入札金額 (円)	第2回 入札金額 (円)	第3回 入札金額 (円)	摘要
株式会社ヤマトボーデン	183,700,000	辞退		
中村消防防災 株式会社 都城営業所	175,780,000	175,340,000		随意 契約
宮崎ラビットポンプ 有限会社 都城営業所	177,100,000	175,560,000	辞退	
有限会社伊地知商会	184,800,000	辞退		
九州消防株式会社	187,000,000	辞退		

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税込みの金額である。

6 契約相手の選定理由

5者を対象とした指名競争入札を執行したところ、3回目の入札参加希望者が1者となり、入札が不調となったことから、随意契約の手続に移行し、見積参加を希望した中村消防防災株式会社 都城営業所と随意契約をするもの。

7 車両の仕様概要

- (1) 南署救助工作車（Ⅱ型）
- (2) 乗車定員：5名以上
- (3) エンジン：オートマチック
- (4) 車両総重量：16トン未満
- (5) 駆動方式：2WD以上
- (6) 他取り付け品・附属品・積載救助資機材含む。